3/5 日経

弁護側が殺意否認

福井地裁　夫殺害未遂の初公判

別居していた夫を昨年六月に果物ナイフで刺したとして、殺人未遂の罪に問われた福井市大手二丁目、無職下田志津子被告(七)の裁判員裁判の初公判が四日、福井地裁であった。弁護側は起訴内容を一部否認し、殺意の有無を争う姿勢を示した。

検察側は冒頭陳述で、夫の守さん＝当時(七七)＝の認知症の進行や将来のことへの不安から守さんの家を訪ね、背後から左腰部を刺したと説明し、福井署へ自首した際に「夫を刺して自分も死のうと思った」と話したことなどから、心中する意図で犯行に及んだと指摘した。

弁護側は、不安から生じた混乱の中で起こった犯行で、行動の根本にあったのは自分が死にたいという思いだったとして、夫を殺す意図はなかったと反論した。

起訴状によると、下田被告は昨年六月八日午後七時四十分ごろ、福井市グリーンハイツ四丁目の夫宅を訪れ、殺意を持って果物ナイフで左腰部を一回刺し、全治約七日間のけがを負わせたとされる。